

預かり保育の請求手続きのお知らせ

王寺町

2号認定を受けた方は預かり保育も無償化の対象となります。

幼稚園に預かり保育料を支払った後、下記請求手続きをしてください。

町から対象となる金額を保護者の口座に振込みます。

申請書を提出した日から無償化の対象となるため、提出以前の利用分は補助対象外です。

◆対象となる金額

上 限 額：1日450円×月の利用日数（最大月額11,300円まで）

◆請求方法

提 出 物：「施設等利用費請求書（償還払い用）」

（役場窓口及び町HPでダウンロードできます）

「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書兼領収書」

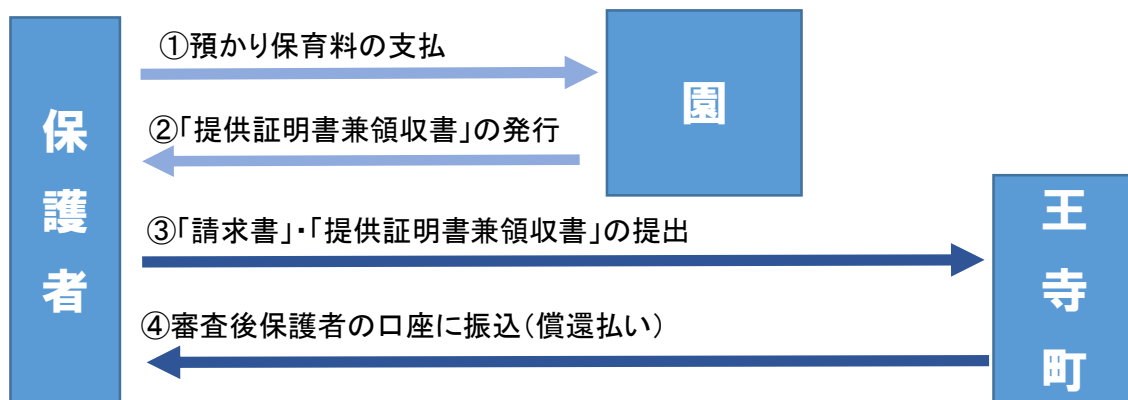
（園から発行されますので、請求時まで保管してください）

提 出 先：王寺町役場 子育て支援課

提出期限：

利用期間	請求書の提出期限	支払い時期
4月～6月分	7月15日	8月末頃
7月～9月分	10月15日	11月末頃
10月～12月分	1月15日	2月末頃
1月～3月分	4月15日	5月末頃

※平日の8:30～17:15の間にご提出ください。



問い合わせ先

王寺町役場 子育て支援課

電話 0745-73-2001（内線183）